

令和3年度

東棟1階ロッカー室空調機設置工事

仕 様 書

令和3年5月

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

仕 様 書

1 件 名

東棟1階ロッカー室空調機設置工事

2 履行場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所

3 履行期間

令和3年8月31日までとする。

※研修所担当者との協議し、授業に支障がない範囲で工事を実施すること。

4 工事仕様

(1)下記の内容にて空調機新設工事を行う。

名称	規格・形状	単位	数量
新設空調機	天井吊形 ペアタイプ ダイキン製 型式:SZRH112BF 三相200V ワイヤードリモコン 冷媒ガス R32	セット	2
新規搬入据付工事		式	1
配管工事		式	1
電気工事		式	1
貫通工事		式	1
計装工事		式	1
基礎工事		式	1
足場設置		式	1
試運転調整		組	2

(2)電源線、配管系統は全て新設とする。

(3)使用する部品は、メーカー純正品又は同等品以上とする。

同等品以上を使用する場合は、証明書類等を研修所担当者に提出し、事前に承諾を得るものとする。

(4)室内機及び室外機の設置箇所は、空調機能力を十分に発揮出来る場所とすること。

(5)床下ピット内既設分電盤より電源の供給をする事。

(6)室外機設置にあたり、植木の排除は受注者が行う。また、防振の配慮をすること。

(7)既設換気用設備は残置可とする。

(8)空調機設置後、外観点検及び運転試験を行うこと。

5 作業条件

(1)作業時間は、原則として8：30～17：00とする。（時間延長は別途協議）

(2)工事開始前に工程表及び施工要領書を提出し、研修所担当者との協議すること。

なお、施工要領書には、工事に使用する材料及び工法等を明記すること。

(3)在来部分、施工済み部分等で汚損又は損傷の恐れのあるものは、適正な養生を行うこと。

(4)工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故が発生した場合は、速やかに研修所担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。

(5)施工に必要な電気・水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。

(6)本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分すること。

6 完成検査及び報告

(1)検査については、工事完了後に研修所担当者の検査を受けること。

(2)工事完了後、研修所担当者へ下記書類等を各2部提出するものとする。

- ・ 報告書(作業、工事写真含む)
- ・ 完成図書(竣工図、機器完成図、保証書等)
- ・ その他研修所担当者が指示するもの

7 瑕疵担保責任

(1)工事施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として研修所担当者からの連絡後、翌営業日以内に、その不良箇所の修理を無償にて行うこと。

(2)受注者は、本工事遂行中に建物・機械等の研修所所有物に損害を与えた場合は、直ちに研修所担当者へ報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

8 その他

本仕様書に明記のない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、研修所担当者との協議の上決定するものとする。

9 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。